

令和元年度 第4回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和2年2月4日（火） 13時30分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本会長、氏家委員、田中委員、伊藤委員、神代委員、中村委員、長原委員

事務局長：清水建設水道部長

事務局：佐藤建設総務課長、木本主査、植木主査

傍聴者：5名

<事務局：佐藤課長>

皆様どうもお疲れ様でございます。定刻となりました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本審議会の進行を務めます、事務局の佐藤でございます。開会に先立ちまして鎌田副市長から諮問書をお渡しいたします。

<鎌田副市長>

令和2年2月4日 石狩市都市計画審議会 会長 岡本浩一 様 石狩市長 加藤龍幸。都市計画法第18条の2第1項の基本方針及び都市緑地法第4条第1項の基本計画について都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、並びに都市再生特別措置法第81条第1項の立地適正化計画について同法条第17項の規定に基づき、諮問いたします。案件につきましては、石狩市決定、石狩市都市整備骨格方針についてでございます。よろしくご審議お願いしたいと思います。

<事務局：佐藤課長>

副市長はこの後、公務がございますのでここで退席させていただきます。

<鎌田副市長>

よろしく願いいたします。

<事務局：佐藤課長>

それでは引き続き事務局よりご連絡申し上げます。始めに本日の審議会でございますが、三津橋委員、井田委員、梅本委員より欠席される旨の申出がございました。それによりまして、出席者は委員10名の内7名でございまして、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。次に前回の審議会における傍聴者は1名で意見の提出はございませんでした。以上で報告を終了いたします。次に、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

ます。まず、郵送でお届けした資料でございますが、まずは「次第」でございます。それから「都市整備骨格方針（案）について」、「【資料１】原案から案への修正箇所対照表」、「【資料２】石狩市都市整備骨格方針（原案）の意見交換会要旨」ということでございます。それから「【資料３】パブリックコメントの実施結果」、机の上に載せさせていただきました、カラー版でございますが「石狩市都市整備骨格方針策定経緯」ということで、今までこういった形の流れできていたかという資料でございます。皆さんお揃いでしょうか。よろしいですか。それでは会長よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、よろしくお願いいたします。ずっと雪が少なくて楽だなと思っていたのですが、がっさり降りましてですね、これからまた毎年少ない時にはきっと帳尻が合うよねという話をするので、凄いや降るんじゃないかなと思ってちょっとびくっとしております。

本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。それでは早速ですけども、第4回の審議会を始めていきたいと思います。議題は、先ほど諮問いただきました「石狩市都市整備骨格方針（案）について」であります。それで、何せ情報量が多い事もありまして、本日1回だけでという話では少し難しいかなということもあり、2回にわけて全体を見直すというか、目を通してご意見をいただくという仕立てにしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。年度末にかけてちょっとお忙しい中恐縮なのですが、よろしくお願いいたします。本日の中におきましては、まず当日資料として策定の経緯が配られていますので、この策定の経緯について触れていただくのと、本編でいうところの第1から3章までの中身をご審議いただきたいという風に思っております。次回は全体をもう一回通してというのと、4、5章になりますね。5章はちょっと別の組織での計画策定になっていますので中身までは細かく触れられないと思っておりますけれども。本日はもう一度整理しますけども、「策定の経緯」と「第1、第2、第3章」までの中身について改めてご確認いただきながらご意見いただければという風に思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは「策定の経緯」の部分について事務局からご説明いただきたいと思います。お願いします。

<説明員：木本主査>

建設水道部建設総務課計画担当の木本です。私の方から、「石狩市都市整備骨格方針（案）について」順次ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本日の説明につきましては、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。まず始めに、本日お配りいたしました、これまでの策定経緯について簡単にご説明させていただきます。本方針は平成29年度から策定作業に取り掛かり、平成30年度から資料にありますとおり、五回の庁内ワーキンググループ、三回の市民への説明会、意見交換会の他、パブリックコメントを実施してきております。また、本審議会におきましても、平成30年度第1回

本審議会で方針のコンセプトを、令和元年度に入りまして第1回本審議会で素案についてご説明させていただいているところでもあります。また、市民の方々や審議会委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、本方針案を作成いたしました。本日は前回、11月28日に開催いたしました第3回本審議会以降におこないました、本方針の原案に対する意見交換会及びパブリックコメントを実施した結果につきましてご報告いたします。パブリックコメントにつきましては、令和元年12月6日から本年1月6日までの1ヶ月間実施しており、パブリックコメント実施中の12月10日に、本方針の原案について市民対象の意見交換会を開催してございます。

はじめに、本方針の原案の意見交換会についてでございますが、「【資料2】石狩市都市整備骨格方針（原案）の意見交換会要旨」をご覧ください。表紙をめくっていただき、一番上に開催日時、場所、参加者を記載してございます。参加者に関しましては9名でございました。質疑事項の要旨につきましては、資料のとおりとなっておりますので後ほどご覧いただければと思いますが、本方針の記載内容の具体的な根拠についてのご質問の他、本方針策定後の展望について等のご意見、資料のミスのご指摘をいただくなど、事務局としては意義ある意見交換会であったと感じております。

次にパブリックコメントの実施結果につきまして、ご報告いたします。「【資料3】パブリックコメントの実施結果」をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、パブリックコメント実施について、実施期間や意見提出者、意見件数や意見への対応などを記載しており、次のページに寄せられた意見と検討結果をまとめております。いただいたご意見につきましては、本方針の内容にかかるものではございませんでしたが、策定後の運用について参考とさせていただくものでございましたので、ご意見の取り扱いにつきましては「その他」として扱い、今後活かして参りたいと考えております。本方針の策定経緯についてのご説明は以上です。

<岡本会長>

ありがとうございます。これまでの流れと意見交換会とパブリックコメントについて、まず触れて説明いただきましたけれども、こちらについてご意見、ご質問、確認等ございますでしょうか。よろしいですかね。また何かあれば振り返っても良いかと思っておりますので、次いきます。続いて、先ほど冒頭で整理しましたとおり、第1章から第3章の「共通編」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」について事務局から説明いただきたいと思います。お願いします。

<説明員：木本主査>

はい、次に「石狩市都市整備骨格方針（案）について」ご説明させていただきます。はじめに、前回お示しした原案からの修正点につきまして「【資料1】原案から案への修正箇所対照表」に沿って、ご説明させていただきます。なお修正箇所につきましては、本方針案の

記載ページもご案内いたしますので、合わせてご覧いただければと思います。

それでは【資料1】の1ページをご覧ください。本方針案の1ページにございます文言の修正と計画期間について、本方針は概ね20年としておりますが、住生活基本計画は10年であることから括弧書きで補足しております。

次に「修正箇所対照表」の2ページですが、これまでは平成32年、つまり令和2年までの計画期間である今の計画を凡例で現在の計画として表現してございました。本方針が策定されましたら過去の計画となりますことから、「現在の計画」という表記を「前計画」に変更しております。

同じページにはなるのですが「修正箇所対照表」の3ページをご覧ください。前回の本審議会において、特に花川北地区と花川南地区の差があまりわからないというご意見をいただいたことを踏まえ、本方針案の10ページから12ページに、『各地区の地域特性や課題については、43ページから53ページの「ゾーン別概要」を参照』する旨の記載を新たに設けております。

次に「修正箇所対照表」の4ページですが、同じく前回の本審議会において新港地域について再生エネルギーの施策を推進することの記述、こちらが本方針の11ページ、新港の場所ですね、「情報推進・生産物流検討地区」には見当たらないとのご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえ「都市機能ゾーン拡大図」において、10ページの全体図右下に記述してある、都市機能ゾーンに関する文言『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流・都市居住の機能の一翼を担うゾーン』この言葉を、11ページ、12ページにも記載し、併せて見出しについても表現を変更する修正をおこなっております。

次に「修正箇所対照表」の5ページですが、本方針案の21ページにある立地適正化計画の「居住誘導区域の設定」について、「区域に含めないエリア」の根拠条項を明示した方がよい旨のアドバイスを国からいただきましたことから追記した他、後程ご説明いたしますが、資料編に掲載する資料を増やしたことによりページずれが生じたため、ページ案内の修正をおこなっております。

次に「修正箇所対照表」の6ページですが、本方針案の22ページにある立地適正化計画の計画期間は概ね20年ごとを目安に、計画見直しの必要性について検討する旨の記載ですが、国からいただきました指摘を踏まえて、22ページでは削除し、26ページに移行しております。

次に「修正箇所対照表」の7ページですが、本方針案24ページにある立地適正化計画の任意エリアについての記述のうち「道央圏広域サービスエリア」について、文言をもう少しシンプルにした方がよい旨のアドバイスを北海道からいただいております、このことを踏まえて修正をしております。

次に「修正箇所対照表」の8ページ、9ページですが、本方針案の26ページにある立地適正化計画の「成果目標について」、26ページの本編には目標数値とイメージ図を、数値の根拠となる算出方法等については、資料・解説編55ページを新たに設けそちらに記載する

ことといたしました。今回二つのページにわかれまして、従いまして 56 ページ以降、新しいページが加わったことにより原案はページのずれが生じております。その他、26 ページにつきましては「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の表の差し替えと、先ほどご説明いたしました立地適正化計画の計画期間等の記載をこのページに載せる修正をしております。

次に「修正箇所対照表」の 10 ページですが、本方針案 60 ページ一番下に記載しております「石狩ふれあいの杜公園」内に整備を検討している施設について、最終的な施設コンセプトの表現に合わせた文言の修正をおこなっております。

次に「修正箇所対照表」の 11 ページ、12 ページは、文言の補足や精査等による修正。13 ページにつきましては先ほどご説明いたしましたが、本方針案 81 ページの本文に記載しておりました数値、こちらの方が誤記でございましたので修正、加筆等しております。「修正箇所対照表」の 14 ページにつきましても、文言の補足をおこなっているところでございます。原案から案への修正箇所の説明は以上になります。

続きまして本方針案について、第 1 章から順に改めてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。はじめに、上段の「石狩市都市整備骨格方針について」であります。現在市の建設部局で所管しております、個別の計画である「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「住生活基本計画」の長期 3 計画が、計画満了の時期を迎えております。これらの計画の全面改定の機会を捉え、さらにこれにプラスしてコンパクトな都市構造への転換を視野に国において近年新たに創設された「立地適正化計画」を加えた、4 つの計画を同時に策定し、統一性・整合性の図られた 1 本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルでわかりやすい計画を目指すものでございます。また、都市整備骨格方針の策定にあたっては、別ページに記述してございますが、ベースとなる平成 13 年策定の「石狩市都市マスタープラン」において、多数の市民の方々から今日に通ずる様々な提案をいただいたことを踏まえ、これら多くの市民の想いを引き継ぐことを基本として作業を進めてきたところであります。この詳細につきましては、54 ページに載せさせていただいております。次に、計画期間でございますが 1 ページ中段の「策定の背景・目的」の最後の段落にありますとおり、令和 2 年から令和 22 年までの概ね 20 年間としております。なお、住生活基本計画は 10 年間としており、各計画の見直し時期にあわせて、本方針の変更の必要性などについて検証して参ります。次に、下の図になりますが「石狩市都市整備骨格方針の位置付け」として、上位計画、関連計画との位置付けを図で示しております。この都市整備骨格方針は、毎年実施する個別具体の施策、整備のための計画ではなく、あくまでも市の、主に都市整備に関する今後の方向性を示すものであります。図の一番下に『都市整備に関する個別計画（道路、公園、下水道、住宅など）』を記載しておりますが、上位計画である「都市整備骨格方針」を受けてこれら個別計画を策定し、実際の事業をおこなっていくこととなります。

次に、資料の 3 ページをご覧ください。「都市整備骨格方針の構成」を示しております。

大きく第1章から第5章までが言わば本編でございます。後半部分が資料編となっております。構成といたしましては、まず第1章から第5章で、各計画の結論となる施策や取組方針などを記載しております。そして、後半の資料編は、根拠等を示した解説編と分析データ編としております。

次に「第1章 共通編」から順にご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。上が「第1節 全体構想」となっております。本市は立地条件的に積丹方面から小樽、石狩、オロロンラインを経由して稚内に延びる道路と、新千歳空港と石狩市の原動力となっている石狩湾新港地域を結ぶ道央圏連絡道路との結節点を有することから、多くの産業が生み出される場所であり、これらを活かした4つの大きな方針を四角の中に示しております。左上の『石狩湾新港地域の更なる発展』、その右の『住みよい魅力あるまちづくりの推進』、左下の『1次産業の供給力の確保・向上』、その右の『優れた観光資源の活用』としております。そしてこれらの方針を踏まえ、目指す都市像を《北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市 いしかり》としております。

次に下の「第2節 地域別構想」でございます。地域の特徴を踏まえ市域を4つのゾーンにわけ、それぞれのゾーンにおいて地域づくりの方針を設定しております。ゾーンとしては、右の地図ですが、緑色で示してある『森林環境ゾーン』、海辺に位置する青色の『海浜植物ゾーン』、森林環境ゾーンと市街地の間に位置する『農業生産ゾーン』、そして市街地の『都市機能ゾーン』の4つを設定しており、設定にあたっては各ゾーンの将来人口推計を踏まえ、『コンパクト＋ネットワーク化された持続可能な都市』の形成を意識しながら、課題や対策を検討します。

次に、6ページをご覧ください。A3折込みしておりますが「各計画の体系図」となっております。一番上が先ほどご説明した、『目指す都市像 北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市 いしかり』を記載しております。この都市像を目指すため、先ほどお示しした4つの大きな方針があり、その方針を受け各地域、各地区の課題をこの都市整備骨格方針の中にある4つの計画のどの計画でどのように対応・検討していくかを、図で表したものであります。今まではこれら4つの計画が独立して、1冊、1冊、それぞれ見なくてはならなかったのですが、この都市整備骨格方針はこのようにインデックスを用いまして、この1冊で関係する内容が把握できることで、市民の皆様が見やすいものになることを目指し、作成しているものでございます。

次に「第2章 都市計画マスタープラン」をご説明いたします。資料8ページをご覧ください。この章は、都市計画法で定めるものとなっている本市の都市計画に関する基本的な方針であり、「第1節 土地利用の方針」から「第5節 その他の都市施設の方針」で構成しております。

資料の10ページをご覧ください。こちらは、土地利用の方針の全体図となっております。各ゾーンについて、施策の方向性を記載しております。左上の「森林環境ゾーン」ですが、『日本海に面する観光と一次産業が地域個性を活かして魅力向上をし続けるゾーン』とし

ております。九つの項目を記載してございます。新規項目である黒丸のついている項目としては『道の駅石狩「あいろんど厚田」を拠点とした、観光施策の充実化』、その下の『留萌市、増毛町、北竜町との連携のもと、オロロンラインを活用し、本市を含めた4市町への外国人観光客の周遊を促すインバウンドにも対応した観光ルートの創出』、五つ下に飛びまして『都市間の骨格をなす道路網の強化』、その下に『交通ネットワークの確保』、『防災対策の強化』としており、白丸の現在の都市計画マスタープランからの継続内容については4項目としております。次に、「森林環境ゾーン」の下「海浜植物ゾーン」ですが、『大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物ゾーン』といたしまして、新規項目は一番下の項目である『都市的開発の抑制』、白丸のこれまでの都市計画マスタープランからの継続項目としては四項目載せてございます。次に地図の右側「農業生産ゾーン」でございまして『道内最大の消費地札幌に隣接する一大農業生産ゾーン』として、新規項目としては一番上の『生産者の経営安定化や6次産業化及び札幌圏の食糧供給基地の機能を維持する取り組みへの支援』と一番下の項目の『生産地と消費地を結ぶ道路網の強化』としており、継続内容として四項目記載しております。次に一番下の「都市機能ゾーン」は、次のページ以降拡大図により表示しております。「都市機能ゾーン」では、工場などが集積する石狩湾新港地域と、人口が集中している市街地とにわけて、石狩湾新港地域を「情報推進・生産物流検討地区」、市街地を「都市居住検討地区」としております。

資料の11ページをご覧ください。「都市機能ゾーン」のうち「情報推進・生産物流検討地区」のページとなっております。新規項目としては、一番上の『主要な幹線道路が通っている優位性を活かし、地域内企業や就業者及び地域利用者の多様なニーズに対応するため、関連計画やプロジェクトを踏まえ、周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区の変更を検討』、一つ飛びまして『国道231号東側の地区については、こちら通称（一期用地）と呼ばれている地区でございまして、地区の課題に応じたインフラを整備』、2つ飛びまして『都市基盤施設の長寿命化』、その下ですが『臨港地区内の適正な港湾機能を支える都市計画制度の適切な運用』としており、継続内容は三項目を記載してございます。

次に「都市機能ゾーン」のうち、市街地である「都市居住検討地区」についてでございます。資料の12ページをご覧ください。施策については、【共通方針】を一番上に示しております。左側に新規項目として、上から『居住及び都市機能の推進を図るための土地利用の増進、整序』、次に『地域間道路網の強化』、『都市基盤施設の長寿命化』、『交通ネットワークの再構築』、『地域のニーズに対応するため、必要に応じた土地利用計画制度の見直し』の5項目を挙げてございます。そして下の図にある吹き出しの中に、地区ごとの項目を記載してございます。地区ごとの新規の項目としては、左上の「樽川地区」では『子育て世帯を支援するための土地利用や地区公園の多面的な利用の検討』、時計回りに右側「花川北地区」では『子育て環境の充実や、地域コミュニティの場としての活用を図るため、地区内公園の有効活用や再整備』、「花川北地区」の右下の「花畔地区」では『居住誘導を図りながら、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域として、魅力ある市民サービスを提供できるよう、必

要に応じて地区計画の見直しを検討』、その下ですが『行政サービスの機能の維持、誘致など、公的施設の整備推進を図り、未利用地の活用を促進』、「花畔地区」の下にあります「花川東地区」では『市有地を含めた未利用地の有効活用を図るため、必要に応じて用途地域や地区計画の見直しの検討』、その左下にあります「緑苑台地区」では『未整備、未利用地の整備促進』、その左側の「花川南地区」では『地区特性を踏まえ、土地の高度利用を視野に入れた用途地域の見直しや地区計画などの活用を検討』、『増加する空家に対する取り組み』としております。その他ですが、地図の右上になりますが、花川北地区と花畔には含まれているところですが「市街化調整区域」についての土地利用も、継続項目として盛り込んでございます。

次に資料 13 ページ、14 ページをご覧ください。「第 2 節 総合交通体系の方針」ですが、13 ページは道路網・道路整備、14 ページは公共交通網を示しております。新規項目につきましては、13 ページ左上の「【道路網】の方針」にある黒丸『石狩湾新港地域から札幌間の交通アクセスの改善』、地図の左下にあります「【道路整備】の方針」の上から三つ目になりますが『石狩市自転車活性化推進計画に基づき、自転車が安全快適に移動できる環境を整備』、そして 14 ページ左上ですが「【公共交通機関】の方針」の一番上『石狩市地域公共交通網形成計画と連携した施策の展開』としております。この新規項目につきましては、関係所管よりいずれも昨年 3 月に策定しました『石狩市地域公共交通網形成計画』と『石狩市自転車活用推進計画』と連携するものであります。

次に資料 15 ページをご覧ください。「第 3 節 都市防災の方針」でございます。新規の項目として、一番上の『防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の機能向上』、『自助、共助推進のための防災拠点創出の検討』、一つ飛びまして『空家の適正管理の周知』について、石狩市の地域防災計画などの各種計画と連携した記載内容の取り組みを盛り込んでおります。

次に資料 16 ページをご覧ください。「第 4 節 景観形成の方針」では、概ねこれまでの都市マスタープランの個別施策を継続してございますが、昨今の風力発電施設の建設に伴い、本市では昨年 3 月に風力発電ゾーニング計画書を設けておりますことから『適正配置と景観への配慮を周知』について、新たに盛り込んでおります。

次に資料 17 ページをご覧ください。「第 5 節 その他の都市施設の方針」ですが、これまでの都市マスタープランには無かったものであります。このページでは、下水道をはじめとした都市計画で定めている施設について盛り込んでいるものでございまして、北海道と協議をおこなった中で、アドバイスをいただき新たに作成しております。記載事項のうち、左上の「下水道の取り組み」は、現在の都市マスタープランにも記載しておりますので継続事項としております。その下「火葬場・墓園」や「産業廃棄物処理施設」につきましては、これまでは記載がございませんでしたので、新規として盛り込んでいる項目がございます。なお公園につきましては、都市計画に関わる都市施設でございますが、記載内容の重複を避けるために、「第 4 章 緑の基本計画」に集約して盛り込んでおります。「第 2 章 都市計画マスタープラン」の説明は以上でございます。

続けて説明させていただきます。次に資料の 18 ページから、第 3 章の新たに策定する「立地適正化計画」となっております。一枚めくって 19 ページの上「立地適正化計画とは」をご覧ください。立地適正化計画は、平成 26 年に制度化されたものです。根拠となる法律は都市再生特別措置法といわれる法律です。都市計画法による従来の土地利用計画のみならず、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通などの誘導により、都市全体を見渡したうえで、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進しようとする計画でございます。そして、この「立地適正化計画の対象区域と、定めるもの」については、その下に記載してございますが、対象区域は法で定められております都市計画区域内としております。そして定めるものは、居住誘導区域と都市機能誘導区域としておりまして、この居住誘導区域と都市機能誘導区域はどのような区域に定めるかというのは、その下段にそれぞれ記載してございます。まず「居住誘導区域とは」、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持し、そのことで生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、文字通り居住を誘導すべき区域となっております。また「都市機能誘導区域とは」、医療・福祉・商業など、都市機能を都市の中心や生活の拠点に集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則先ほどご説明いたしました居住誘導区域の中に設定するものであります。

次に本市における立地適正化計画による「まちづくりの方針（ターゲット）について」でございます。資料の 20 ページ上の段をご覧ください。まず本市の経済活動の中核をなす石狩湾新港地域、こちらは就業者総数 2 万人を超えるといわれております。また、その約 7 割が石狩市以外からの通勤者であるという調査結果も出ております。そこで、この新港への就業者を、石狩市へ移住・定住していただくための魅力あるまちづくりを推進することとしております。そしてその下「目指すべき都市像、必要な施策・誘導方針について」は、大きな括弧の中にあります、「誰もが安心・安全で歩いて暮らすことのできるコンパクトなまち」へ、「誰もが元気で快適に暮らし続けることのできるまち」へ、「環境に優しい、低炭素社会を実現するまち」へ、の大きく三つの施策を推進していきます。

次に、立地適正化計画で定めるべき「居住誘導区域の設定」、「都市機能誘導区域の設定」の考え方についてご説明いたします。資料の 21 ページこちらをご覧ください。「居住誘導区域の設定」につきましては「区域を設定するエリア」として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上を将来にわたって維持するか、近い数値となっていること。そして生活サービス機能が充実していること、この二点に着目してエリアを設定します。また「都市機能誘導区域の設定」につきましては、次の真ん中下の方になりますが、居住誘導区域内で医療、福祉、商業等都市機能の誘導、集約により都市の中心拠点、生活拠点となりえるエリアに設定します。これら設定に関する考え方を踏まえ、設定した区域が、資料の 22 ページ上の図となっております。黒の太線は立地適正化計画の区域、都市計画区域を表しております。その中の青線で囲っている区域は居住誘導区域、その中の赤線で囲っている区域は都市機能誘導区域となっております。それぞれの区域の拡大図でもう少し詳しくご説明いたし

ますと、22 ページ下の図こちらの方が居住誘導区域の設定の拡大図となっております。区域としては花川南、北、樽川や緑苑台を中心とした、現在の住宅市街地となっております。

また都市機能誘導区域につきましては、次の 23 ページをご覧ください。上の図は区域の拡大図で、市役所周辺で総合保健福祉センター通称りんくるといわれている施設ですが、こちらと市民図書館、この施設が含まれる区域となっております。誘導すべき施設は、図の下の方になってございますが、行政施設の他 3,000 平方メートルを超える商業施設を、配置すべき優先度の高い施設としております。

次に、法で定めることとなっている居住誘導区域、都市機能誘導区域の他、地域の特性にあわせた市独自の施策を展開するため、任意のエリアを設定しております。資料の 24 ページをご覧ください。大きく三つの任意エリアを設定しております。緑色の住環境と貴重な自然・観光資源を保全する「環境居住エリア」、紫色の石狩湾新港地域の就業者の利便向上を図るため、積極的に地域の活性化や振興施策を推進する「道央圏広域サービスエリア」、赤色の用途地域が近隣商業地域や商業地域で現に地域住民の日常生活の利便性に寄与し、今後も安定したサービスを提供できるような土地利用を検討する「一般商業エリア」、これらのエリアについて、それぞれの方針に沿って施策を展開して参ります。

次に「居住誘導区域外における行為に係る事前届出について」簡単にご説明いたします。資料の 25 ページをご覧ください。居住誘導区域外で次の行為を行う場合は、着手の 30 日前までに市長への届出が義務づけられております。ただし、これは立地適正化計画の区域、都市計画区域内で行う行為に限られておりまして、厚田区や浜益区など都市計画区域の外、立地適正化計画の区域の外でおこなう場合は届出不要となっております。まず、「開発行為」といわれる、いわば住宅造成のようなものですが、開発行為としましては 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為、それと 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が 1,000 ㎡以上のもの。次にその下の方になりますが、「建築等行為」ということで、3 戸以上の住宅を新築しようとする場合や建築物を改築し、又は用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合、これらの行為をおこなう場合は届出が必要となります。

次に「都市機能誘導区域外における行為に係る事前届出について」ですが、誘導施設、行政施設や 3,000 ㎡を超える商業施設などでございますが、これらを有する建築物の建築目的の開発行為のほか、誘導施設を有する建築物を新設する、改築や誘導施設に用途を変更する、この場合に届出が必要となるほか、都市機能誘導区域の中で誘導施設が廃止する場合、一番下に記載してございますがこの場合にも届出が必要となります。

次に、この立地適正化計画における「成果目標」でございますが、資料の 26 ページをご覧ください。大きく三項目記載してございます。表の中の一番上、「① 居住誘導区域内人口の維持」では、表の下になりますがイメージ図や表で示しておりますとおり「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による将来展望にある施策等により増加が期待される人口である 10,000 人、このうち 86% の 8,600 人が居住誘導区域内に住まわれると想定して、2040 年の目標人口を 45,207 人としております。なお、この数値の根拠や考え方につきま

しては、補足説明として 55 ページに記載してございます。次に、「② 公共交通の利用者の増」で、「石狩市地域公共交通網形成計画」と連携した目標値としております。次に、「③ 都市機能誘導区域内で設定する誘導施設の増」で、誘導すべき施設として行政施設と商業施設であることから、この 2 施設が立地することを 2040 年の目標としております。「第 3 章 立地適正化計画」の説明は以上でございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。まず「修正対照表」を見てもらった後に、要点を絞ってご説明いただきました、1 から 3 章ですね。冒頭申し上げたとおり、次回も含めての形なので、今この説明の中でお気づきの点あれば、どしどし出していただきたいと思います。ご意見等いかがでしょうか。はい、お願いします、田中委員。

<田中委員>

わからないところをちょっと教えていただきたいんですけども、見開きの「石狩市都市整備骨格方針を構成する各計画の体系図」の所です。その中で課題③のところに、『市民がもっと親しめる地域づくり』という言葉があるのですけれども、親しめるという言葉にどんな意味が入っているのかがわからなかったもので、ちょっと具体的に教えていただきたいのと、あと一気に言ってしまうといいですか。

<岡本会長>

はい、いいですよ。

<田中委員>

二点目なんですけれども、10 ページ目の所でゾーンにわけておられますが、歴史の部分が無いなと思って、よくよく見ていくと景観の所に石狩の歴史を継承するような内容の、景観形成の方針が書かれているのですけれども、第 1 節の所に見られない。私は石狩が凄く歴史のあるまちだと思っていて、例えば「海浜植物ゾーン」が歴史のある部分ではないかなと思ったんですけども、この辺りに出てこないのは何か理由があるのかなというところを教えてくださいたいのと、あと 16 ページの右下あたりの「景観形成のための学習とルールづくり」の景観形成のための学習というのは、何のことを言っているのかがわからなかったののでこの三点について教えていただきたいんですけどよろしいでしょうか。

<岡本会長>

はい、三点ですね。6 ページ、10 ページ、16 ページになりますけれども、一つずつお答えいただけますか。お願いします。

<事務局：佐藤課長>

はい、まず順番にお答えいたしますと「市民がもっと親しめる地域づくり」ということで、体系図でいきますと 11 ページを指しておりますので、ちょっと見ていただきます。これ自体は「都市機能ゾーン」の中の海を含む新港地域の部分で、例えばページの左下に吹き出しがございます、上から四つ目の白丸なんです。「にぎわい拠点や市民・都市住民の憩いの空間の創出」ということで、海浜公園ですとか、新港地区の公園ですとか、そういったものは港づくりの中で平行して港湾の施設ですとか、それから海岸の施設だとかつくっているんですが、中々市民の方に浸透もしづらくてご利用もいただけてないということが、以前から課題としてございます。そういったことを含めて、計画の中でもちょっとわかりづらい部分があります、申し訳ございませんでした。意味合いとしてはそういったことでございます。

次にゾーンわけの部分でございますが、10 ページで、歴史ですとか、そういったことについては、おっしゃるとおりで、私たちこの「海浜植物ゾーン」の中で、旧石狩でいけば本町地区、それから厚田区や浜益区ですとか、またそれぞれのまちの成り立ちというものがございます。この部分でいきますと特に 24 ページの部分で、上の図なのですが緑色で着色している部分がございます。ここは、緑色の部分が本町・八幡・親船等が、『住環境と貴重な自然・観光資源を保全するエリア』ということで、観光資源という所に、ちょっとまとめ方が乱暴かもしれませんが、こうした所にこれまで市としても、まちづくりの歴史ですとか、それを踏まえた観光ですとか、そういったことに結びつく地区でございます。人口が集中する居住誘導区域ではございませんが、こういった過去の歴史を非常に大事にしながら、まちをつくらなければいけないというような思いは、この中で込めてございまして、資料編の方でも本町・八幡等には、歴史の部分について触れさせていただいているというような部分でございます。

それから次の景観づくりの部分、わかりづらい部分があるかもしれませんが、景観形成、例えばそのまちごとに景観っていうのは地域ごとの歴史ですとか、踏まえた中でつくられて、そういうものを守っていく中で新しい景観ですとか、その地域の今までのつくりにも馴染まないものがあるようなことについては、異色に見える様な部分がでてくるのかもしれませんが。そういった部分が、市民の皆さんの意見として出てくるものなんだろうなという風には思っております。ここに書いてある部分は、ちょっと雑ばくな書き方ではございますけれども、それぞれの地域においての歴史ですとか、まちの成り立ちだとかを踏まえた上で、新しい流れが出てくるときには、新しい部分の課題ですとか、そういったものを更に踏まえて、取り組んでいきたいと思いますというような、大きな流れ、大きなくくりではございます。通じましたでしょうか。

<田中委員>

あまり通じてません、16 ページの学習の方です。わかりやすい事と、あと見える化っていうか、今言われた事がちゃんと市民の方や誰が見ても見えるような形で、もう少し見える

ように修正していただくことってもうできないんですか。

<岡本会長>

白丸で前計画の継続項目という風になっているので、その前計画が策定されて施行されている期間中にどんな学習の取組みたいなのがあったかというのを、具体的に挙げて説明してもらえばわかるんじゃないかなと思うのですが、小中学生をこういう所に連れてってそれを学習のネタにしたとか、大人の人たちと景観セミナーみたいなのをやったとか、そういう話があればわかるのかなと。

<事務局：佐藤課長>

失礼いたしました。「景観形成のための学習とルールづくり」ということで、前回の計画では三項目挙げてございまして、その中で景観に対してのガイドラインだとか、景観に関する色んな規制ですとか、そういった制定の検討が必要かどうかとか、景観に関するそういうことを検討しようとした時には、その中身の学習をしなければならない。そういったものが決まった時には、啓蒙運動などを推進しなければいけないというようなことを、前回の計画の中で挙げてございます。この部分について、個別にというよりはまとめた記載の仕方をしていますが、これについては継続ということで、これまでの考えに基づきまして、景観を乱すような取組等なされるという時には、検討していく等それについて地域と一緒に学習していくという内容でございまして、この中だけでいくとわかりづらい部分もあるかもしれません。

<田中委員>

16 ページのその下の丸が一つしかなくて、説明がなく具体的なイメージが一つしかないので、もう少し何か増やしていただいてわかりやすくしていただくということはどうでしょう。

<事務局：佐藤課長>

はい、わかりました。例えば括弧書きで入れたり、もうちょっと詳細にどういう項目かを追加させていただきまして、皆さんにイメージしていただけるような形にいたします。申し訳ございませんでした、ありがとうございます。

<岡本会長>

はい、よろしいですか。他いかがでしょう。はい、中村委員お願いいたします。

<中村委員>

10 ページの「都市計画マスタープラン」の上から黒丸二つ目に『留萌市、増毛町、北竜町

との連携のもと、オロロンラインを活用し、本市を含めた4市町への外国人観光客の周遊を促すインバウンドにも対応した観光ルートの創出』とありますけども、どういうものを考えていますか。外国人の方々関心持つのは、ほとんど買い物が多いんですよ。それと余市の酒造工場とか、そういうものは石狩市とかはなくて、留萌か増毛には酒工場ありましたかね。

<事務局：佐藤課長>

お酒の工場なんかあるかもしれませんが、実際この4市町の中で協定を結んで、石狩市がいま事務局になって、観光の方々をオロロンラインが延びて道の駅くらいまで引っ張ってることが何とかでき上手くいっています。そういったものを更に北の方に向けて、留萌、増毛、北竜へ流して行って、それぞれの魅力を伝えながらこの辺の観光を伸ばしていこうということで、具体的な部分としてはもんでる最中だと思います。先ほど話題にも出てきましたとおり、増毛でいけばお酒があったり、いろんな海産物があったり、そういったものから北竜のひまわりですとか、そういったものに繋げていこうという取り組みをしているところでございます。実際ここについては、取り組み自体も進めてございますので、黒丸ということで表記させていただいてございます。

<中村委員>

はい。

<岡本会長>

よろしいですか、ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、ではお願いいたします、長原委員。

<長原委員>

長原でございます。最初に前回からの宿題の件で24ページの、立地適正化計画の一般商業エリアについて前回5丁目線もどうかという提案をさせていただきまして、検討してみたいというお話があったと思うのですが、検討された結果、まあこれが結果だとは思いますが、経過についてもうちょっとご説明いただければ有り難いかなと思います。

<事務局：佐藤課長>

こちらについてはですね、前回も非常に迷った部分ですという風にはお話をさせていただいて、結果としては載せませんでしたとお話させていただいています。この赤いエリアについては、本来立地適正化計画の中でいくと起爆剤となる地域がどーんと一つあって、その周辺に広がるような赤い区域を設けられればよかったのですが、どこもそういった起爆剤となる地域がないものですから、まずは候補になり得るようなところを挙げています。花川南

についてはちょうど3丁目通付近をセンターに持ってきて考えているおり、5丁目についても検討させていただいたんですが、やはり中心となる部分が、今の段階でもちょっと分散している状況にございまして、長原委員のおっしゃることもよくわかるのですが、これ以上分散させたくないかなと、これでもうちちょっと色々地区ごとに計画がでたり、客観的にも力ある地区がどんどん出てきたりすると、この計画はサイクル的には見直しを割かし早くできますので、その中で見直していくという風に考えてございます。今回はこのような形で検討した結果、変わらずということでございます。

<長原委員>

わかりました。あと私何故この事をあえて強調しているかということ、実際にそこで商業活動している皆さんは、一生懸命やってるんですよ。なんとか市民の生活を支えたいということで色んな取り組みを考えて、頑張ってるんですよ。そういう努力というか、そういうものに答えられるような計画だったらいいなという思いから言わせていただいたんで、検討の結果はわかりましたけれども、そういう風な思いだったということで、今後の色んな検討の中で地域のそういう思いも組み取っていただければなというのを、一つ意見として言わせていただければと思います。次あと細かいことなのですが、続けて発言していいですか。

<岡本会長>

はい、どうぞ。

<長原委員>

細かいことで図の表示の件なのですが、22 ページ「居住誘導区域の設定」の中で上にも下にも太線の青い線が入っています。この太線は樽川地区についても、花川北地区についてもこれ防風林だと思うんですよ、青線入っているところは南の防風林の所だけは青線入ってないんですが、これ入れた方が良くないじゃないですか。これ同じ防風林ですから。白くなってるからね。

<事務局：佐藤課長>

南の防風林は市街化区域で、この図は都市計画を忠実に再現しておりまして、花川南の防風林については色塗りになっているんですね。他の花川北等は色塗りになってないものですから、それに合わせてはいるんです。色々と考えてはみたのですが、やはりここは用途地域の外枠に合わせるのが、一番誤解がないだろうという事でそういう形にしております。

<事務局長：清水部長>

この斜め防風林だけが市街化区域に入っているんです。

<長原委員>

どうしてだろうね。

<事務局長：清水部長>

おそらく一番当初昭和 45 年に入れた時に、花川南の連続性というか、ばらばらなまちに見せないために一体のものという形でやったのではないかという風には推測してます。ただ、当時の人たちがいないものですから。今現在はこういう国有保安林を市街化区域に入れないというのが原則でございます。

<長原委員>

そうだね。多分おっしゃりたいのは、他の計画との整合性をきちんと図るためにこういう表記にしたんだということをおっしゃってると思うので、それ自体は理解しましたけども、一般的に地域に住んでいる市民にしてみれば、この絵みたら不思議に思いますよ。何でこっち入って、こっち入らないんだっていう気はしますので、まさかそれ注意書きするわけにもいかないし。入れる事もできないよね。

<事務局：佐藤課長>

都度お答えするような形しかないかと思いますが、一番最初に市街化区域になった時には、防風林の部分も一体としてやらないと、それだけ大きな面積はとれなかったのだと思うんですよ。花川北もありますし、樽川もありますし、南の 5 丁目より札幌側もありますし、本当に小さいところを市街化区域にするときに、真ん中に斜めの線でぶつと切れていると、多分一団の土地として非常に小さな土地になって市街化区域にできなかったのではないかというのが、実は部長と前に経緯はどうだったかと相談した時の、私たちの推測の結果だったんですけど。

<長原委員>

あの、私も別に都市計画の専門家ではないのでわかんないですけど。

<事務局：佐藤課長>

すみません。

<長原委員>

発言だけさせていただきます。次、引き続き一、二、申し上げていきたいと思います。まず、12 月 10 日に意見交換会開かれまして、意欲的な市の取り組みと思うんですよ。ただ残念なのは、参加された市民の数が非常に少ないんですよ。私含めて 9 名、せっかく会場準備していただいたのに非常に寂しい、もっとそういう場所に市民が沢山足を運んでいた

だいて、色んなご意見が聞かせていただければよかったなと改めて思っていますが、それは市民の皆さんの選択ですから。広報に載せたりして出ていましたから、決して広報が足りなかったという事だけではないと思うんですが、関心を持っていただけない、残念だったなという一つ感想があります。

併せてその時に私の方で発言させていただいてよかったかわかりませんが、発言させていただきましたけれども、10 ページに「農業生産ゾーン」というのがありまして、その中に『地産地消の促進や都市と農村との交流の取り組み』という項目が載っています。これに関連してですけれども、これからの私たちの国、また石狩市も含めてですね、超高齢社会を迎えるということは明らかな訳でして、そういう人口構造の変化の中で高齢化社会に都市計画がどう対応していくのかと、その中でどういう取り組みが本当に必要なのかと、こういう視点の取組み方っていうのが大切なんだと思います。今回の方針が全体としてそれに意識しながら、答える計画であるという風に私は思っております。ただ、こういう基本計画ですから、具体的な一つ一つの取り組みまでは書き切れないと、当然だとは思いますが、今後の問題としては、この計画を更に個別の計画の中で具体化して推進していくという点で、是非そういった、ここに書かれている地産地消の取り組みということを活かしていただきたいという意味で、もう一言申し上げたいのですが、今高齢者の皆さんはお元気な高齢者多いんですよ。そのお元気な高齢者が家庭内で引きこもりにならないように、やはり住みやすいまちづくりということを指すとすれば、それらの方々が大いに生きがいを持って生活できる地域づくりというのが大切だと思うんです。そういう意味で寺島実郎さんが実例挙げていますけれども、東京の大団地ものの凄い高齢化しているみたいですね。だけど、東京の大団地と同じ高齢化でも北海道とは随分違うと。何が違うかっていったら北海道の場合、特に石狩の場合はですね、より良い面を持っていると、身近に自然があることだと。また「居住誘導区域」の周りに豊かな農地も広がっていると、非常に良い面なんだと、これを活かさないというような事を言っています。私もそのとおりだと思うんですよ。高齢者の皆さんは本当に、畑作りだとか、それから花づくり、大変生きがいを持って取り組んでおられるという方が沢山います。朝から晩まで畑にいてもね、畑でもの作っていれば生きがいを感じれるし、飽きないということで生き生きと活動されている方が沢山いらっしゃる訳で、そういう点ではここに書かれている「農業生産ゾーン」の中に位置づけられている取り組みは、非常に大切な取り組みだと私は捉えていますので、今後これを具体化していく中で活かす機会があれば、そういった意見も取り入れてもらえたらなと、要望というか何かの機会に取り入れてもらえば有り難いかなということで申し上げておきます。

それから併せて交通体系について、別に市の計画として公共交通網形成計画がありますので、その中で具体的に更に位置づけが進んでいて、ここで取り上げられている交通体系はその一部分を抜粋したもの、抽出したエキスですね、そういう風に受け止めていますので、これ自体いいんですけども、やはり地域住民が住みやすいまちづくりということを指す計画だとすれば、公共交通網の在り方の中で石狩市内の公共交通網を考えた時に、新港地域

の公共交通結節点も大事ですが、それだけではなくてここに出てくる「都市機能誘導区域」この近辺に公共交通の結節点をやはり持つてくるというのは市民の生活上の利便性からすると、非常に住みやすいまちに繋がると思うんですよ。別計画とかありますから、ここそんなに書き切れないのかもしれませんが、そういったことも私としては非常に強調しておきたいと、そういう風に思いますので何かの機会があれば、そういうことも意見としてあったと取り上げていただけたら有り難いかなと思います。以上でございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。細かい話ですがという断りをいただきながらも、やはり大切にしなきゃいけない視点が沢山あったと思いますし、同じ時期にまとめて仕立てた方がいいよねっていう、都市整備骨格方針になっていますけれども、当然それ以外にも同時平行で進んでいるものは計画としてあるので、これ一体だからこれだけ見ていればいいっていう話にはきつなりませんよっていうお話だったと思いますので、そういうお気持ちで進めていただければなと思います。他いなかでしょうか。はい、お願いします。

<神代委員>

11 ページ、12 ページの所で、私前回エネルギーという言葉をはっきりと新港地区には入れた方がいいのでは、という意見を言わせていただいたんですけども、違和感を感じるのが12 ページの「都市居住検討地区」に関しても、『北海道のエネルギー供給と〜』という下の文章が入ってるんですね。何故こうなったのかなと考えた時に、43 ページに「ゾーン別概要」というのがあって、ここの「都市機能ゾーン」「都市細区分」の一つ目にこの「情報推進・生産〜」というのがあると思うんですけども、ここのエリアがもう「石狩湾新港地域」なので、情報推進という推進という言葉はもういらなくて、エネルギー・情報生産物流検討地区という風にしていれば、「都市居住検討地区」とのわけがはっきりとこの時点ですると思うんですね。なので、11 ページ、12 ページに戻りますが、「土地利用の方針」の所にこの情報推進の所にエネルギーって言葉も入ってしまえば、この二列目の『〜一翼を担うゾーン』っていう文章が、「都市居住検討地区」の方にも入るという不思議なことにならないで良いんじゃないかなと思うのです。それが一つ。

次が、23 ページなんですけども、ここいまさら私が聞くなと思われるかもしれないんですけど、申し訳ありません、「都市機能誘導区域」がこの既に空いてる土地がほとんどないとか、まだあると思うんですけども、このエリアを指定して優先度が高い配置方針にあるのが、3,000 m²を超える商業施設っていうところで配置方針があると思うんですけど、となると具体的にそのような大きな商業施設がどこに建つかというお話が、何か見えているのでしょうか。この「都市機能誘導区域」っていうのは、病院とか都市機能が集まっているエリアで、そういうものをエリアの条件としていたと思うんですけども、その事をもう一度

ちょっと説明いただければと思います。すみません。

最後、三点目なんですけど、26 ページ成果目標の数値なんですけど、これは 55 ページを参照しなければ、何故こういう数字になったかっていうのは読み解けない内容になっていると思うんですね。なので、目標年の居住誘導区域内人口推計値というのを A として、居住誘導区域内で増加を期待される人口を B として、それぞれの 2030 年、2040 年の所に A がいくら、B が何人、でそれを足したら 46,964 人っていう風にわかるように書いていただけるのが一番いいかなと感じました。10,000 人に対して 86% の中間年なので、4,300 人で、20 年間の目標値が 8,600 人というところが含まれてこの数字ですっていう所だと思うんですね、っていうのが一つ。それと 46,964 人という目標人数は結局自然減していく 42,664 人 + 4,300 人の合計の数字なんです。なのでどのくらいの人口が減っていつているかという所がわからないと、自然減している数字と、あと政策的に人口を増やしたいと思っている人数が見えてこないで、平成 27 年の時点で 49,289 人という数字から自然減していくのが 42,664 人と 36,607 人っていう数字も見せていただかないと、政策的にどれだけを増やすかっていう数字がわからないと思いました。以上です。

<岡本会長>

はい、今三点ですね。それぞれ一つずつお答えいただければと思います。可能ですか。

<事務局：佐藤課長>

はい、まず最初に 11 ページ、12 ページの部分で両方とも上から二行目の部分に『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流・都市居住の機能の一翼を担うゾーン』ということで、それについては 10 ページの「都市機能ゾーン」で、新港地域とそれから居住地域とまとめて書いてる部分の一つの方針、これをそのままこちらの方に書かさせていただいたという私どもの考えの部分で、新港地区と人の住んでるところ、ここについては職住分離という形で進んでおりますので、片側に人は居ませんし、片側に大きな工場はないという今までのまちづくりです。ここを少しでもネットワーク化ですとか、色んな部分で距離的にはちょっと離れていますが、生活圏の中としてはもうちょっと近づきたいよなって事があって、あえてそれぞれの住宅地とそれから工業の地区自体をわけたサブタイトルはつけてなかったということなんです。この地区自体がやっぱり、一体でやっていかないと石狩自体の経済もまわっていきませんでしょうし、発展するにはやはり双方の力を借りながらということと、大きな部分では「都市機能ゾーン」ということで、それぞれわけずに同じサブタイトルを書いたという考えでございます。できれば私どもはこういう形で進まさせていただきたいというのが本音でございます。

次に 23 ページの部分で、例えば商業施設ってなんだろうなといったところでいくと、市役所の道道花畔・札幌線、ここで行くと花畔茨戸通って書いてますね、市役所の向かい側に 8,000 m²位の大きな空き地がございます。よくフライングドッグだとかフリスビーだとか犬

がやってるようなところですね。あそこの地区については、区画整理事業が平成 10 年代の前半くらいに終わった時から、企画経済部が主導でここ商業地域という風になってますんで、色んな建物自体も建てられます。例えばこういった所に複合機能をもったビルですとか、バスターミナル、そういったものをつくって人の行き来の時に買い物してもらったり、そういったことが出来ないか、ここについては今でもプロポーザルというような形で、民間業者の方々に市役所の向かいで公共的な役割を担えるような事業者さんいませんかというのを、ずっとやってるところなんです。中々そういった提案がいただけない部分もあるんですが、やはりこの地区についてはそのような形で使っていただけるのがいいだろうというのもありまして、ここでいくと商業施設という風にどーんとなってますが、商業地域という土地利用の中でやれること、またそれから地区計画なんかもかかっていますんで、そのルールの中でこの公共的な利用、先ほど委員もおっしゃっていましたような誘導施設、例えばそういった所が買い物が便利だとか、医療が便利だとか、そういったものを加えたような施設なんかがあれば良いよなっていうことで、一つ書いてる部分でございます。配置方針として商業施設ということはそんなイメージでございます。それから行政施設としての配置方針としては、ここ以前から警察署ですとか、そういったものの誘致なども一生懸命、議会のお力なんかもいただきながら進めている部分でもございまして、そういったことをイメージした中で、ここについて配置を考えております。こういったものが完成していけば、市役所ですとかそういった手続きだとか、他の部分も含めてワンストップのサービスだとか、そういったものに繋がっていくんだらうなというようなイメージを持ってこういう形にしております。

次に、55 ページと 26 ページですね、この関係については委員おっしゃるとおり私たちもどういう風にかいたらいいいのかっていうのを、非常に悩んだ結果がこういうことでもございました。26 ページと 55 ページを一緒にここで書いていくと、少しでもシンプルに仕上げたっていうのが、ここがちょっと深みが増してしまうよなとか、この部分が随分と専門的になりすぎるよなっていうのがあって、あえてわけさせていただいた部分でございます。これわけて書いておりまして、数字をおっていただくと資料の中で数値としてはある程度完結するものにはなっておりますので、すみません私どもも悩んだ結果でもございまして、こういった形で少しでもシンプルにしたかったけど、こんな形になったというのが正直なところでもございまして、これでご理解いただければというのが事務局としてのこれ正直な気持ちでございます。以上です。

<岡本会長>

よろしいですか。

<神代委員>

多分わかりやすさが一番大事かなと思うんですね、なので理由を問えばそうだろうなというのは求められるんですけど、中々一つ目におっしゃっていたところも「エネルギー」と

いう言葉を入れちゃえば、二つ目の「イメージ」必要ないかなというところと、今お答えいただいた「情報推進・生産物流」エリアと「都市居住」エリアがネットワークを強化しているというところがどうもイメージがつかなくてですね、物流なので大都市に色んなもの送るというようなことで、大きな道路を今つくったりしてると思うんですけど、「都市居住」エリアの人達は、働いている方たちが暮らすってことはあるかもしれないですけど、こういう風な意味でネットワークっておっしゃったのかなってというのが、やっぱりここが「都市機能ゾーン」として一つのエリアにされているのはわかるけども、別にそこにこだわってその文言を入れると訳がわからないなと、この「都市居住」の所にエネルギー供給が入るとちょっと混乱するなっていうイメージです、私としては。二つ目のところはわかりました。ただですね、このエリアの所に既に 8,000 m²の土地があるよって所は、もうそこ以外は無いわけですから、それは赤で示していくのが親切なんじゃないかなって思うんですけど、それは難しいでしょうかね。あと三つ目に関しては先ほども言いましたけども、Aの数字とBの数字を足した合計数字ですので、Aは低減していく、自然減してくということと、Bは同じ数字が 4,300 人、4,300 人という風に入るものだと思いますので、そこはやはりわかった方が親切だなと思いました。これは意見ですので、まだ検討の余地があれば検討していただければなと思います。

<事務局：佐藤課長>

まず検討いたします。すみません、23 ページの部分で、説明で若干補足をさせていただきたいとすれば、空き地として先ほど 8,000 m²ほどの土地がございますという風にお伝えしました。この「都市機能の誘導施設」について下の表で現在の立地状況が「有」となっている部分については、新しいものを誘導するだけでなく、今あるもの自体もきっちりと働きを担保するために継続して置いておく施設なんですよ、というような意味合いもございます、こういった表とそれから地域を示している部分でございます。すみません、説明が不足しておりました。よろしくお願いいたします。

<神代委員>

はい、これもあの市民がぱっと見た時に商業施設が配置方針としては優先度が高いけれども、市役所のどの辺にその商業施設をイメージしているのかなというのが、ぱっと見てはイメージできないなと思いました。すべて意見ですので、検討していただければと思います。以上です。

<岡本会長>

ありがとうございます。そうですね、わかりやすさ凄く大事だと思います。誤解されとかえって困っちゃうこともあると思うので、正しく伝わるように工夫していただきたいなと思います。他、いかかでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと僕から素朴な疑問なん

ですけど、24 ページ「道央圏広域サービスエリア」という紫のところですが、ここは新港の計画の特別用途地区だと結構面積制限とかがあって、若干使いにくい範囲なんじゃないかなと記憶してるんですが、もう少しインターのくるくるって道路がまわって組み合わせさっているところまで広げてあげると自由度が高まるのじゃないかと思ったりもするんですけど、何故ここで切ってたっていうのは沿道に道路に沿ってアクセスできる範囲ってことでここで切っちゃったってことですかね。

<事務局：佐藤課長>

はい、そうです。

<岡本会長>

もうちょっと広げても良いんじゃないかなって思いました。ここに書いてある目的を達成するんであれば、もう少し建物の床面積制限がないような所まで広げて対象にしてあげると手もつけやすいかなとちょっと思ったので、もし検討の余地があるのであれば検討してもらえればなと思います。はい、他いかがでしょうか。よろしいですか。

それではですね、冒頭にもご確認させていただきましたとおり、量が多いということもありまして、今回及び次回という二回構成で全体を見ていくという仕立てにさせていただいておりますので、本日はここまでにしたいという風に思います。ではですね、事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

はい、この継続審議の部分をいただいております次回の都市計画審議会でございますが、2月17日月曜日14時30分からこの第1委員会室でおこないます。改めて事務局の方から文章の連絡は差し上げますが、そういった形になっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それでは今回の議事録確認確定については、私岡本と氏家委員でお願いしたと思いますのでよろしくお願いします。それでは長い時間ご審議いただきありがとうございます。これで本日終わらせていただきます。ありがとうございました。

令和2年2月20日 議事録確認

会 長 岡本 浩一

委 員 氏家 暢
